

平成20年度から

国民健康保険税が変わります

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設に伴い、平成20年度から国民健康保険税は大きく変わります。今までお知らせしてきた平成20年度からの変更点を特集します。

75歳で国民健康保険の資格がなくなります

75歳以上のすべての人（65歳～74歳の人で一定以上の障害の認定を受けた人を含む）は、国民健康保険の資格を喪失し「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」に加入することになります。

Q 国民健康保険被保険者証はいつまで使えますか？

A 75歳の誕生日の前日まで使用できます。後期高齢者医療制度加入後は、後期高齢者医療被保険者証（カードタイプ）をお使いください。

Q 10月に75歳になりますが、後期高齢者医療被保険者証はいつもらえますか？

A 誕生月の前月中旬に郵送します。75歳になられましたら後期高齢者医療被保険者証を使用してください。

年金からの特別徴収（天引き）が始まりました

国民健康保険の被保険者全員が65歳から74歳である世帯は、平成20年4月から国民健康保険税が原則として世帯主の支給される年金から特別徴収（天引き）されています。ただし、以下の場合は特別徴収されず、口座振替または納付書による納付（普通徴収）となります。

特別徴収（天引き）されない場合

- 世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合
- 世帯主の特別徴収の対象となる年金が年額18万円未満*の場合
- 介護保険料が特別徴収されていない場合
- 国民健康保険税と介護保険料の合算額が、年金受給額の2分の1を超える場合

※特別徴収される年金の種類には優先順位が決められています。年金を複数受給している場合、合計が年額18万円以上あっても、優先順位の上位の年金が18万円未満の場合は特別徴収されません。

※ 特別徴収が原則ですが、これまで国民健康保険税を滞納することなく納付していただいている人で、これから口座振替により納付していただける人は、申し出により普通徴収へ変更することが可能になりました。

Q 平成20年10月で75歳になりますが、年金から天引きされていません。なぜですか？

A 平成20年度中に75歳に到達される人については、徴収方法が短期間で何度も変更となるため、平成20年度に限り天引きされません。

Q 10月の天引きの金額が、8月分より増えています。なぜですか？

A 8月分は前年度の税額を基に仮徴収しています。7月に税額が決定しましたので仮徴収分を差し引いた税額を10月からお願いすることになります。所得の増減などにより仮徴収分とは同額にはなりません。

Q 天引きされた国民健康保険税は、確定申告の際に社会保険料控除として認められますか？

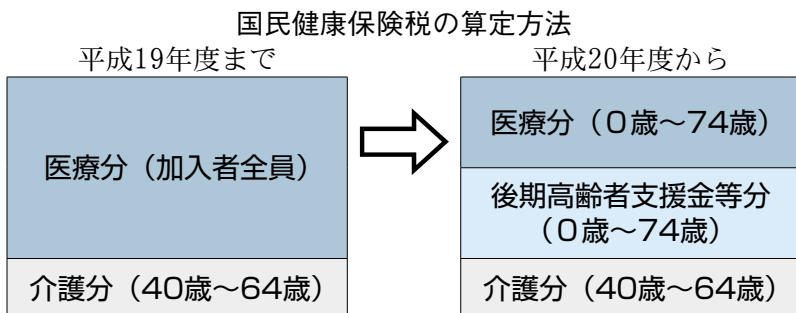
A 天引きされた国民健康保険税については、介護保険料と同様に天引きされた本人の社会保険料控除として適用されます。天引きされている年金の源泉徴収票に記載されますのでご確認ください。

国民健康保険税が変わります

国民健康保険税の算定に新たに「後期高齢者支援金等分」が加わります

後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険税の算定方法が変わります。

これまで、国民健康保険税は医療分と介護分(40歳～64歳の人)を併せて税額を算定していますが、新たに「後期高齢者支援金等分」も合わせて算定するようになります。



後期高齢者支援金とは・・・

後期高齢者医療にかかる費用のうち、75歳以上の人が医療機関で支払う負担を除き、約5割を公費(国、県、市)、1割を75歳以上の人が保険料として納付します。残り約4割を0歳～74歳からの支援(後期高齢者支援金)として負担することになります。

Q 後期高齢者支援金を負担するのは、国民健康保険の被保険者だけですか？

A 会社の社会保険などに加入している人も負担します。

平成20年度の国民健康保険税率が決定しました

医療給付費分保険税 【0歳から74歳】		後期高齢者支援金等分保険税 【0歳から74歳】		介護納付金分保険税 【40歳から64歳】	
所得割	6.35%	所得割	2.25%	所得割	1.50%
資産割	33.00%	資産割	10.00%	資産割	7.60%
均等割	17,800円	均等割	5,700円	均等割	6,500円
平等割	21,000円	平等割	7,000円	平等割	5,000円
賦課限度額	470,000円	賦課限度額	120,000円	賦課限度額	90,000円

※後期高齢者医療制度に加入した人が、国保の被保険者でなくなったことにより単身世帯となる国保世帯(特定世帯)の平等割額は、医療給付費分保険税・後期高齢者支援金等分保険税に限り2分の1減額となります。

公的年金等控除の見直しに伴う経過措置が終了しました

昭和15年1月1日以前に生まれた人で、平成17年度の個人住民税の算定にあたり公的年金等控除の適用があった人について、軽減判定所得・所得割額の算定における経過措置が終了し通常の課税となります。

2割軽減申請書の提出が不要になります

世帯主(擬制世帯の世帯主を含む)と国民健康保険加入者の前年中の所得の合計額が、一定基準を超えない世帯については、国民健康保険税の減額制度(被保険者均等割と世帯別平等割の合計額のそれぞれ7割・5割・2割)があります。このうち2割軽減については申請書の提出が必要でしたが、7割・5割軽減と同様に不要となりました。減額制度に該当する場合は通知書に記載しますのでご確認ください。

【問い合わせ先】 市役所税務課市民税係 ☎24-2111 (内線129・130・131)

市民課からのお知らせ

ご存知ですか

市民課の窓口で5月1日から
「本人確認」を行っています。

住民基本台帳法、戸籍法の一部が改正され、窓口で本人確認を行うことや代理権限を確認することなどが法律で定められました。個人情報保護をはかるため、しっかりと本人確認を行い、なりすましなどの不祥事を防止します。

市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

(1) 本人確認

- ・《本人確認が必要な手続き》
- ・住民票の写しや戸籍謄本などを請求するとき
- ・住民異動届出をするとき
- ・戸籍の届出（養子縁組、協議離婚、婚姻、協議離婚、認知）をするとき

《本人確認の方法》

・運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（顔写真付き）など、官公署発行の顔写真付きの本人確認書類の提示をお願いします。

・顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない人は、健康保険証、介護保険証、学生証、法人が発行した身分証などの書類を2点以上ご持参ください。

(2) 代理権限の確認

代理人や使いの人については、委任状などの書面により代理権限の確認も行っています。頼んだ人が作成した委任状が必要です。委任状は以下のことが記載されておれば、任意の様式で結構です。

が、大洲市のホームページからダウンロードもできます。

(委任状様式)

委任状(見本)

平成 年 月 日

愛媛県大洲市長 大森隆雄 様

(委任すること)

_____ について、下記の者に委任します。
※「転入届」、「住民票の交付」などを記入してください。

(委任される人)

住 所: _____

氏 名: _____

(委任する人)

住 所: _____

氏 名: _____

- ① 委任年月日
- 【依頼する日】
- ② 委任すること
- 【依頼する内容】
- ③ 誰に委任するか
- 【住所、氏名】
- ④ 委任する人
- 【住所、氏名（署名または記名押印）】

【問い合わせ先】

- 市役所市民課
- 市民第2係、戸籍係
- ☎ 24 2 1 1 1
- (内線 1 1 3 ～ 1 1 8)
- 長浜支所市民福祉課
- ☎ 52 1 1 1 1 (内線 30)
- 脇川支所市民福祉課
- ☎ 34 2 3 1 1 (内線 2 2 2)
- 河辺支所市民福祉課
- ☎ 39 2 1 1 1 (内線 1 2 5)

印鑑登録証が
プラスチックカードになりました

印鑑の登録をすると、印鑑登録証（カード）が交付されますが、この度、印鑑登録証がプラスチックカードになりました。

印鑑の登録をする、印鑑登録証（カード）が交付されますが、この度、印鑑登録証がプラスチックカードになりました。なお、現在印鑑登録をされる方は、従前の印鑑登録証をそのままご使用いただけます。印鑑登録証明書が必要な場合は、印鑑登録証を提示のうえ、申請書に登録者の登録番号・住所・氏名・生年月日および申請人を記載してください。

【問い合わせ先】

- 市役所市民課市民係
- ☎ 24 2 1 1 1 (内線 1 1 7)
- 長浜支所市民福祉課
- ☎ 52 1 1 1 1 (内線 30)
- 脇川支所市民福祉課
- ☎ 34 2 3 1 1 (内線 2 2 2)
- 河辺支所市民福祉課
- ☎ 39 2 1 1 1 (内線 1 2 5)

印鑑登録の
手続きについて

登録の申請は本人が直接窓口で申請することが原則



母子家庭を支援します

窓口業務時間延長のお知らせ

市役所市民課、支所市民福祉課の窓口業務の一部時間延長を実施しています。

【実施日及び時間】

毎週火曜日・木曜日
(祝日は除きます。)
午後5時30分～午後6時30分

【実施場所】

市役所市民課
長浜支所市民福祉課
脇川支所市民福祉課
河辺支所市民福祉課
(河辺支所は木曜日のみ)

【取り扱う業務】

各種証明書交付

- ① 住民票関係
住民票の写し、除かれた事項証明書
- ② 戸籍関係
戸籍全部事項証明、戸籍個人事項証明、除籍全部事項証明、除籍個人事項証明、除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し(電算処理分のみ)、身分証明書

印鑑登録

印鑑登録・廃止・亡失・改印届など

※申請のできる人や必要な書類などの詳しい内容については、通常の開庁時間内(平日の午前8時30分から午後5時30分)にお問い合わせください。

【取り扱わない業務】

転入・転出・転居など、他市町村・関係機関などとの連絡・確認が必要な業務や、住民基本台帳の閲覧業務などには行いませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

- 市役所市民課市民係
☎ 24 2 1 1 1
(内線 1 1 3 3 1 1 8)
- 長浜支所市民福祉課
☎ 52 1 1 1 1 (内線 30)
- 脇川支所市民福祉課
☎ 34 2 3 1 1 (内線 2 2 2)
- 河辺支所市民福祉課
☎ 39 2 1 1 1 (内線 1 2 5)

母子家庭を支援します

○母子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母の職業能力の向上と求職活動の促進を図るための自立支援事業

1 自立支援教育訓練給付金対象 母子家庭の母親

雇用保険加入期間3年未満の母に対して、市などが指定した教育訓練給付講座の受講費用の2割相当額(上限10万円、下限4千円)を給付します。

2 高等技能訓練促進費対象 母子家庭の母親

看護師・保育士・介護福祉士・理学療法士・作業療法士の高度な技能取得のために2年以上養成機関で修業する場合、最終の3分の1の期間、(12か月を上限とする)月額10万3千円以内を支給し、生活負担を軽減します。

あなたの暮らしを支えます

○母子自立支援プログラム 策定事業

児童扶養手当を受給されている人の状況や希望などに対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を行います。

お気軽にご相談ください

母子家庭を支援し自立できるよう母子自立支援員が相談に応じます。給付などの申請に際しては事前に必要な手続きが必要になりますので、社会福祉課(母子自立支援員)へご相談ください。

母子自立支援員勤務日

〈月曜日・金曜日〉

市役所社会福祉課庶務係
☎ 24 2 1 1 1 (内線 1 8 5)

児童扶養手当

現況届について

(8月1日～8月31日)

受給資格者全員を対象に、児童扶養手当を引き続き受ける要件について確認をします。毎年8月1日の状況を「現況届」で提出しなければなりません。該当する人には別途お知らせしますので、必ず期日までにお届けください。

なお、2年間提出されない場合受給資格がなくなりますので、ご注意ください。
○手当月額(4月1日現在) 児童1人の場合
全部支給 4万1720円
一部支給 4万1710円～9850円
児童が2人の場合は、右記金額に5千円の加算、3人以降はさらに3千円ずつ加算されます。

【問い合わせ先】

- 市役所社会福祉課庶務係
☎ 24 2 1 1 1 (内線 1 8 4)
- 長浜支所市民福祉課
☎ 52 1 1 1 1 (内線 29)
- 脇川支所市民福祉課
☎ 34 2 3 1 1 (内線 2 2 6)
- 河辺支所市民福祉課
☎ 39 2 1 1 1 (内線 1 5 3)

